

明けましておめでとうございます。今年は午（馬）年。家畜の中でも知能が高い馬は、日頃から身の回りの世話をしてくれる愛情に溢れた人に対して絶大な信頼を寄せ、その人の顔を生涯忘れないのだとか。何かと世知辛い世の中ですが、馬の義理堅さを見習って周囲の人たちへの感謝を忘れない一年にしたいものですね。

## トレンドを斬る!

余分と思われる機能を削ぎ落としたシンプルな使用感と低価格が特徴の「ジェネリック家電」が売れています。ジェネリック

家電メーカーは、一世代前に大手メーカーにより開発された基板やボードなどを買い取り、それらを使った家電を製造販売することで安さと品質を両立させています。コールセンターの設置や修理の請負などアフターサービスにも力を注ぎ、全国に販路を広げています。日進月歩の技術開発とは対極にある消費者の真のニーズを捉えているようです。



## 365日 が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」!

### 今月の商売のヒント:【馬の視野を持って邁進しましょう!】

今年の干支である「午」を動物に当てはめると「馬」になります。馬にちなんだ故事ことわざはいくつもありますが、座右の銘にあげる人が多い故事成語といえば「人間万事塞翁が馬」でしょう。幸せと不幸せは予測のしようがないというたとえで、だから目の前のことに一喜一憂しても仕方ないというわけです。せっかくなので語源をご紹介します。

ある老人が大事にしていた馬が逃げてしまい、気の毒に思った近所の人が老人をなぐさめると「これが不幸とは限らない」と平然としています。しばらくして逃げ出した馬が立派な馬を連れて帰ってきたので近所の人がお祝いに行くと、今度は「これが幸福とは限らない」と老人は言います。息子がその馬で落馬して骨折したときも、老人はお見舞いに来てくれた近所の人にまたしても「これが不幸とは限らない」と言うのです。



1年後、大きな戦争が起こりました。大勢の若者が犠牲になった中、老人の息子は無事でした。落馬による骨折で足を悪くしたので兵役を免れたのです。ただ、これが幸福とも限りません。

こんな実話もあります。小さい頃から「点描」(小さな点で作品を描く画法)で絵を描いていたフィル・ハン



セン少年は、点描のやりすぎで手が震える病気になり、思うような「点」が描けなくなってしまいました。そのため泣く泣くサラリーマンになりました。しかし、どうしても芸術家になる夢をあきらめきれなかったフィルはある日、手の震えに任せた「点」のようなもので見事な作品を描き上げました。X線技師として働きながら、今ではマルチメディアアーティストとしても活躍しているフィルは言います。「制約があるほうが創造力を発揮できる」と。

ところで、馬の瞳孔は横長で、顔の左右に目がついているので視野は350度にも及びます。真後ろ以外を見渡せる馬のようにはいかないとしても、できるだけ広い視野を持って商売にのぞみたいものですね。人生、何が幸いするかわかりません。目の前の小さなことに一喜一憂せず今年も邁進していきましょう!

# 今さら聞けない 経済用語

## 【今月の教えてキーワード：カーボン・オフセット】

地球温暖化の原因と言われる二酸化炭素（カーボン）を削減するための取組み。日常生活や経済活動において避けられない二酸化炭素の排出量を減らす努力をすると同時に、他の場所で行なわれる植林やクリーンエネルギー開発などの二酸化炭素削減活動に投資することで、自らが排出する二酸化炭素量を投資により削減が見込める二酸化炭素量で相殺（オフセット）すること。欧米での取組みが活発で、日本国内でも広がりつつある。

## 今を生きる 先人の言葉

青山あり  
人間到る所

幕末の僧である月性の言葉。人は青山（せいざん：死んで骨を埋める場所）ぐらいどこにでもある。夢を叶えるためなら故郷を捨てても大いに活躍すべきである。

## 知っところ！ 「税務のマメ知識」

### 【支店を出したら法人住民税はどうなるの？】

住宅会社の経営者から、「支店を出そうと考えているのですが、その場合、均等割はどこに納付するのでしょうか？」というご質問を



いただきました。今回は本店がA県B市にあり、支店を同じA県のC市に出すケースになります。まず、法人は法人住民税を納める必要があります。法人住民税とは今回の場合、県民税や市民税となります。この法人住民税には、利益に関係

なく会社の資本金や従業員数に応じて税額が決まる「均等割」と、法人税の額に税率を掛けて計算する「法人税割」というものがあります。今回の均等割は、本店と支店は同じ県内ですから、A県にのみ県民税の均等割を納めることになります。また、資本金や従業員数に変わりがなければ、納付額が増えることはありません。しかし、市税の均等割は市町村がB市とC市で異なるため、本店のあるB市と新たに出店するC市のそれぞれに納める必要があります。仮に県も異なるところに支店を出した場合には、新たに出店する県と市の両方に均等割が発生します。次に法人税額に応じて負担する「法人税割」についてですが、こちらは本店と支店に分割して納めることになります。分割の基準は、主に事務所数や従業員数となります。なお、東京都23区内については、都の特例として都民税と区民税の2つをあわせて都民税とし納めることになります。

## トナリの 本棚



### 【人を動かす】

「なぜ、もっと頑張らないのか？」と社員に不満を持つ経営者から、「どうして買ってもらえないのか？」と悩む営業マンまで役立ちます。「自分の利益や関心だけで人を動かそうとしても人は動かない」、D・カーネギーはそう言っています。

## 元氣と氣づきを提供する

豊島区池袋の佐藤茂税理士事務所

豊島区池袋2-60-7ルート池袋第3ビル4階

電話：03-3988-8820 FAX：03-3988-8824

<http://www.satousigeru.jp>

mail：[info@satousigeru.jp](mailto:info@satousigeru.jp)